

ひきこもり基本法の早期制定を求める意見書

内閣府が令和 5 年 3 月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は、15 歳から 64 歳までの年齢層で約 2%、全国で約 146 万人に及ぶと推計されており、幅広い世代の実情に応じた支援の充実が求められている。

ひきこもりは、本人の甘えや家族の責任に帰すべきものではなく、学校や職場でのつまずき、人間関係上の困難、疾病、生きづらさなど、さまざまな要因が重なって生じるものである。誰にでも起こり得る身近な社会課題であるにもかかわらず、本人及び家族は、いまだ誤解や偏見にさらされ、孤立を深めている状況にある。

また、ひきこもり状態の長期化・高齢化に伴い、いわゆる「8050 問題」や「親なき後問題」が深刻化している。さらに、相談窓口、支援体制、居場所づくりの整備状況に加え、支援に携わる職員及び相談員の知識、経験、支援技術にも地域差があり、居住地域によって受けられる支援の内容や質に差が生じている。国においては、これまで各種施策が進められてきたものの、ひきこもりに特化した基本法は制定されておらず、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本理念が明確に位置付けられていない。このため、支援体制の整備及び社会全体の理解促進に向けた取組は十分とは言えず、地域間格差の解消にも至っていない。

ひきこもりは、福祉や医療の分野に限られる課題ではなく、教育、雇用、人権、地域づくりなど、幅広い分野に関わる社会全体の課題である。本人の尊厳と意思が尊重され、必要な支援につながりながら自分らしく暮らすことができる社会を実現するとともに、ひきこもりに対する正しい理解を社会全体に広げ、誤解や偏見のない地域社会を築くことが必要である。そのためには、国の責務を明確にし、支援の充実と理解促進を一体的に推進する法的基盤の整備が不可欠である。

以上のことから、政府関係機関において、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ひきこもりに関する基本理念を定め、本人の尊厳の尊重、社会全体の理解促進並びに偏見及び誤解の解消を基本とするとともに、国及び地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的な施策を推進するため、「ひきこもり基本法」を制定すること。
2. 本人の尊厳及び意思を尊重した支援を基本とし、相談支援、居場所づくり、社会参加支援、人材育成並びに家族支援の充実を図ること。

3. 地域による支援格差を解消するため、全国のどこに居住していても必要な支援を受けることができる体制を整備すること。
4. ひきこもりに対する正しい理解を広げ、偏見及び誤解の解消を図るため、国民への啓発及び教育を推進すること。
5. 施策の立案及び推進に当たっては、本人及び家族の意見を適切に反映する仕組みを整備すること。
6. ひきこもりに関する実態調査及び施策の効果検証を継続的に実施し、その結果を施策に反映すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

日 田 市 議 会